

平成24年 3 月高浜市議会定例会会議録（第 5 号）

日 時 平成24年 3 月26日 午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第 1
- 議案第 1 号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備について
 - 議案第 2 号 高浜市税条例の一部改正について
 - 議案第 3 号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例及び高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第 4 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 - 議案第 5 号 高浜市暴力団排除条例の制定について
 - 議案第 6 号 新たに土地が生じたことの確認について
 - 議案第 7 号 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について
 - 議案第 8 号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
 - 議案第 9 号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
 - 議案第10号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
 - 議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合格規約の変更について
 - 議案第12号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
 - 議案第14号 高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第15号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第16号 高浜市職員定数条例の一部改正について
 - 議案第25号 平成24年度高浜市一般会計予算
 - 議案第26号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第27号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計予算
 - 議案第28号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第29号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第30号 平成24年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第31号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 平成24年度高浜市水道事業会計予算

日程第2 議案第33号 高浜市議会会議規則の全部改正について

日程第3 議案第34号 高浜市議会委員会条例の一部改正について

日程第4 外郭団体等特別委員会の中間報告について

日程第5 議員派遣について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷲見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩	
副	市	長	杉浦幸七
教	育	長	岸上善徳
経営戦略	グループ	リーダー	深谷直弘
危機管理	グループ	リーダー	亀井勝彦
地域協働	部長		加藤元久
地域政策	グループ	リーダー	岡島正明
財務評価	グループ	リーダー	竹内正夫
市民総合窓口	センター	長	新美龍二
市民窓口	グループ	リーダー	木村忠好
市民生活	グループ	リーダー	芝田啓二
税務	グループ	リーダー	森野隆

収納グループリーダー	内藤克己
福祉部長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	大岡英城
文化スポーツグループリーダー	山本時雄
都市政策部長	小笠原修
都市整備グループリーダー	平山昌秋
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	神谷晴之
行政管理部長	大竹利彰
人事グループリーダー	鈴木信之
人事グループ主幹	山下浩二
行政契約グループリーダー	内田徹
情報管理グループリーダー	時津祐介
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	中村孝徳
監査委員事務局長	鵜殿巖

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敏行
主査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 常任委員会並びに予算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○総務建設委員長（内藤皓嗣） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月16日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託されました議案11件について審査を行いましたので、その審査経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第1号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備について、改正により行政事務がどのように変わるかとの問いに、外国人住民の方にも住民基本台帳の適用対象となり、従前の外国人登録原票記載事項証明書が廃止され、かわりに住民票の写しが発行される。従来は本庁舎のみの交付であったものが、いきいき広場でも可能になる。また、印鑑登録に関しては、氏名に加え、通称、片仮名でも登録できることになるとの答弁。

また、通称とはとの問いに、日常で使用している日本式の氏名を指す。日本文字以外では登録できません。登録に当たっては、学校、勤務先の発行する身分証明書、または診察券、給与支払証明書等確認できるものがあれば登録できるとの答弁でした。

議案第2号 高浜市税条例の一部改正について、8団体が登録されているが、市内すべてのNPO法人が指定されたのかとの問いに、県から認証を受けている団体が10団体ある。2団体については休止中の団体と1年未満の団体で、事業報告書、財務諸表等の必要書類が提出できないため非該当となっている。1年未満の団体は1年が経過した後、提出すると聞いているので、近々に出されると思うとの答弁でした。

議案第3号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例及び高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、法改正により同居親族要件が撤廃された背景はとの問いに、地方分権一括法の関係から、地方の実情と自主性を高めるための改正と理解しているとの答弁。

高浜市では応募率が高いということで、今回この要件を撤廃しないということであるが、現在市営住宅に関し、潜在的な待機者は何名見込んでいるのか、また単身入居者は何名いるかとの問いに、待機者ということではつかめていないが、平成23年度の応募状況は約7倍を推移している。

また、単身入居者は32世帯で、全体の22.4%になっているとの答弁でした。

議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、質疑ありませんでした。

議案第5号 高浜市暴力団排除条例の制定について、第4条にある、不当な行為の防止を目的とする団体とはどのような団体を指すのかという問いに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律により、愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた、財団法人暴力追放愛知県民会議が現在1団体あるとの答弁でした。

第7条にある、施設利用の暴力団の利益になると認めるときは許可はしないことができるとあるが、具体的にどう判断していくのかとの問いに、市は暴力団の活動に関する情報はないので、議決後は警察と情報共有の合意書を結び、そのような場合は警察と協議をして進めていくとの答弁でした。

議案第6号、議案第7号は質疑ありませんでした。

議案第8号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、年間幾ら減額になるのかとの問いに、市長においては年額216万2,400円となり、副市長においては年額89万8,800円となる。合わせて306万1,200円となるとの答弁でした。

議案第9号、議案第10号、議案第11号は質疑ありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第1号から議案第11号までの11議案はすべて挙手全員により原案可決。

以上が当委員会に付託されました案件に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、幸前信雄議員。

6番、幸前信雄議員。

〔福祉文教委員長 幸前信雄 登壇〕

○福祉文教委員長（幸前信雄） 改めまして、皆さんおはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をいたします。

去る3月21日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案5件について審査しましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第12号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員より、こども発達センターを立ち上げた意味とねらいはとの問いに、発達障がいを含めた発達への不安や課題を持つ子供とその保護者の相談を受ける場所として立ち上げ、関係機関が連携し、環境の大きく変わる就学時や進学、卒業時に継続的な支援を行っていくことをね

らいとしているとの答弁。

別の委員より、きらりの活用はとの問いに、早期発見、早期支援を含め、乳幼児期のうちからきらりを紹介し、こども発達センターと連携し、生涯にわたって支援を行っていくとの答弁。

別の委員より、相談の窓口が、学校とこども発達センターの2つになるが、どちらに行けばよいのかとの問いに、相互に連携して支援していくことを想定しており、こども発達センターについては生涯にわたる拠点であるとの答弁。

別の委員より、発達専門相談員は非常勤ということだが、窓口の対応時間帯はとの問いに、週30時間以内の勤務での雇用であり、週に4日間程度での出勤を予定との答弁。

次に、議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より、第5期介護保険料基準額が第4期に比べ19.5%の上昇となった理由、前期高齢者と後期高齢者の要介護認定率の差はとの問いに、平成26年度までに前期高齢者が2.6%増、後期高齢者が10.3%増を見込んでおり、結果として上昇する。要介護認定率は、前期高齢者の4.5%に対し、後期高齢者は31.4%との答弁。

別の委員より、介護保険・高齢者保険福祉アンケートでは、介護保険料について、現状維持か引き下げを望んでいるように読み取れるが、なぜ今回引き上げとなったかとの問いに、介護保険を利用している方からは今までどおりのサービスを望む声もあり、介護保険制度自体が家族で介護できないことに対して始まった制度ということを考えると、ある程度の負担はやむを得ないと考えているとの答弁。

別の委員より、保険料860円上昇の内訳と愛知県下の状況はとの問いに、標準給付費部分が470円、上乗せ給付が138円、支払準備基金の取り崩し額の変更により243円。各市の情報交換で得た数字でいうと21%上昇ということで、本市の19.5%は平均額を下回っているとの答弁。

別の委員より、低所得者対策として9段階を12段階にふやしているが、全体でどれくらいの方が保険料を軽減されたのかとの問いに、第3期からの合計の軽減でいうと、47%の方が軽減を受けている状況との答弁。

別の委員より、地区説明会を実施されていたが、その参加人員と一般会計からの持ち出しはとの問いに、5回の地区説明会合計で200名弱の方が参加。一般会計からの繰り入れについては法で12.5%と定められているので、それに従った金額との答弁。

別の委員より、介護保険を利用されていない方への周知方法はとの問いに、介護保険が施行された際に、従来家族で支え合ってきたことができなくなってきたことに対する制度としてできた制度であること。社会保険方式で担っていただいているということを、より強くPRしていきたいとの答弁。

議案第14号 高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第15号 高浜市やきもの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、かわら美術館の運営に関して、市として金銭的な面、運営に関するところで、適正に実施されているという監査はどのように行われているのかとの問いに、事業報告、収支決算、事業計画、収支予算を審議する運営審議会の内容をチェックしているとの答弁。

議案第16号 高浜市職員定数条例の一部改正について、委員より、教育センターグループを設置するに至った経緯はどの問いに、平成14年度から学校評価事業を行い、教職員の教師力の向上とかで一定の成果を得ており、今後10年間の高浜市の教育を考え、その中心軸を幼保小中一貫教育に設定し、この構想を確実なものにするため教育センターグループが必要ということで、グループ設定に至ったとの答弁。

別の委員より、今回の完成した教育基本構想は、10年前の議会で当時の教育長が答弁された内容を受けたものかとの問いに、当時の教育長の答弁が今回の構想に直接かかわったというのではなく、当時、学校で問題となることに対して学校評価事業を進めてきており、その結果が今回に至ったとの答弁でした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第12号は、举手全員により原案可決。

議案第13号は举手多数により原案可決。

議案第14号、15号、16号は举手全員により原案可決。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案に対する審査の経過と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、予算特別委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔予算特別委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○予算特別委員長（内藤皓嗣） 御指名をいただきましたので、予算特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月12日、13日の2日間にわたり、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託されました議案8件について審査を行いましたので、その審査過程の概要と結果について御報告を申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算については歳入歳出ともに款ごとに行い、特別会計及び企業会計につきましては、歳入歳出一括にて審査を行いました。

初めに、議案第25号 平成24年度高浜市一般会計予算の歳入について経過を報告いたします。

1 款市税では、固定資産税が前年度と比べて減額になっている。また、たばこ税が増額になっているがその理由はとの問いに、固定資産税は、24年度は評価替えの年に当たり、土地については0.1%下落を見込み、家屋については経年減価及び物価水準等を見込んでいるため減額になっている。

また、償却資産につきましては、先行き不透明な状況において、新規に投入する環境にないとの判断で10%減を見込んでいる。また、たばこ税については、平成22年10月から大幅な値上げとなっており、喫煙者も減ってきているようだが、それ以上に価格が上がっている状況から増額を見込んだとの答弁でした。

市税の徴収率の向上に向けた取り組みについての問いに、高浜市債権管理条例施行に伴い、債権管理に対する職員の意識が厳格になってきているとともに、債権回収に対する庁内連携も図ってきている。具体的には、徴収及び賦課側の職員が協力しながら滞納整理を進めている。

平成24年度新たに実施する現年未納税には、債権回収コールセンターを設置して、電話催告を強化していくとの答弁でした。

大企業に対する不均一課税を取り入れる考えはないかとの問いに、資本金10億円以上で第7号法人以上の企業が59社あるが、税割額を納めている法人が38社で約6割となっており、各企業は大変厳しい中、生き残りをかけた経営合理化や経費削減を行っている中であり、不均一課税、超過課税は考えていないとの答弁でした。

12款使用料及び手数料では、市営住宅と借上住宅がこれまで一本化されていたものが、今回分けられている理由はとの問いに、決算や監査の際は分けていたものを、事務改善と予算の見える化を図るため当初から分離したとの答弁でした。

また、借上住宅に3,000万円つぎ込んでいるが、高収入でないと入居できないという入居条件を変えるよう検討できないものかとの問いに、国の制度を利用して補助金が入っているので、現状変えがたいとの答弁でした。

可燃ごみのごみ処理手数料が下がっているが、その理由はとの問いに、ごみの排出量は市民の協力により年々減ってきている。今年度は、昨年度対比304万8,000円減を見込んでいるとの答弁でした。

20款市債において、過去2年事業債はなかったが、24年度予算では3事業で1億6,000万円計上されている、予算編成上どのように考えてのことかとの問いに、財源確保が難しい中で、不可欠な社会資本整備を行うに当たっては、全額市税で負担することは困難であり、財政負担の公平性、平準化の観点からも適債事業については必要な範囲で効率的、効果的に借り入れることとしている。今年度の当初予算編成に当たっては中期財政計画を踏まえて、地方債残高の圧縮を念頭に入れながらプライマリーバランスの黒字を堅持する中で、効果的な地方債の借り入れを基本と

しているとの答弁でした。

次に、歳出について審査経過の概要を報告いたします。

2款総務費では、防災対策費について、東日本大震災を踏まえ、24年度予算にどのように反映させているのかとの問いに、避難所におけるワンタッチパーテーションの整備、最新の固液分離型仮設トイレの整備、また食料に関してはアレルギー対応のアルファーマイのほか、水がなくても食べられる缶入りのパンや災害用クラッカーなど、新たな食料備蓄品を計画している。また同報系無線については今年度より検討をされていて、24年度は実施設計及び電波調査や音声の伝播調査を行い、工事は9月着工で年度内完成の予定との答弁でした。

市民予算枠事業について、23年度は執行率8割弱程度で減額補正されていたが、24年度においても同額予算が組まれている、取り組みがどのように変わるのかとの問いに、市民予算枠に少し余裕があったことから、事業仕分けで指摘されたこともあり、また厳しい財政状況下でもありますので、従来別の枠であった移譲事業も含めて運用するように変更しているとの答弁でした。

3款民生費では、こども発達応援事業について、個別相談も大切であるが、関係機関との連携や人材育成も重要と考える。開設2年目としての取り組みはとの問いに、24年度は今年度に引き続き、講座を4回実施し、人材育成や医療機関との連携など取り組んでいくとの答弁でした。

こども医療事業費が前年度比10%伸びているが、その理由はとの問いに、県補助分の扶助費が23年度1億4,000万円を見込んでいたものが1億2,600万円ほどになる見込みで、反対に市の単独事業については、23年度は1億円余の予算を組み込んでいたものが、24年度は1億1,500万円程度になる予算見込みで、市単独事業で行っている小・中学生の通院医療の無料化部分が伸びているとの答弁でした。

あおみJセンター事業費負担金がふえているが、その理由はとの問いに、当センターは24年度から障害者自立支援法に位置づけられ、地域活動支援センターに体系移行する関係から、県からの補助金がなくなり、その分を碧南市と高浜市で按分負担することになり増額となっているとの答弁でした。

家庭的保育事業運営委託料について、今回4カ所目がいきいき広場で開設されるということだが、その保育所実施型家庭的保育についての問いに、家庭的保育には保育ママが実施する個人型の家庭的保育と保育所実施型がある。後者は保育所そのものが市から委託を受けて家庭的保育を実施するもので、代替保育や健康診断も含め、園で責任を持って行う形になり、サポート面ではより綿密になる特徴があるとの答弁でした。

介護保険推進費の中の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業で1億3,340万円が計上されているが、この新規事業の建設予定地や事業者選定はどのようになっているのかとの問いに、予定地については現在最終調整中です。事業者選定については公募とし、地域密着型を踏まえ、市内の社会福祉法人を予定しているとの答弁でした。

4 款衛生費では、地域医療連携ネットワーク事業負担金520万円について、市内診療所すべてが参加するものか、またカルテの一元管理はどのようになされるのかとの問いに、現段階では、18診療所中、11の診療所が参加、2診療所が不参加、未定回答が5診療所となっているが、今後参加していただけるよう説明していく。カルテ管理については、刈総と市内診療所がインターネットで結び、検査予約、診療予約、そしてカルテの共有化が図られることになっているとの答弁。また、セキュリティーはどのようになっているのかとの問いに、現在、刈総と刈谷市が中心になって開発しているところで、仮想PC方式で情報は暗号化されてやりとりするものと聞いているとの答弁でした。

6 款農林水産業費では、特産物開発プロジェクト協議会について、事業内容はどの問いに、協議会構成は生産者、消費者、農村生活アドバイザー、愛知県農業改良普及課、JAが主な方々で、14名で構成されている。高浜市の特産物の野菜を選定し、栽培、加工、販売に至る地産地消の推進と、農業経営の安定化を目的としている。現在8品目を選定し、24年度には作付する予定で、それに伴う加工の試作も考えている。最終的には6次産業化と地域ブランドまで行けばと考えているとの答弁でした。

7 款商工費では、高浜市観光協会活動事業補助金が昨年度比増となっている。2010年の事業仕分けで改善となったように思うが、それが増額となっている理由についての問いに、所管が23年度から文化スポーツグループから地域産業グループに移行し、この1年間検討した結果、市は広報等側面的に支援し、各種事業の情報の一元化を図っていく。観光協会を将来自立させていきたいと協会役員と話がまとまっている。そのため拠点となる場所や職員が必要となり、今回拠点活動として専任の職員2名分の予算を計上しているとの答弁でした。

8 款土木費では、市道港線の公有財産購入費の3,000万円と物件移転補償費の1億8,000万円の内容について、また完成の予定はどの問いに、用地買収が3件で3,000万円、物件補償費は3件で1億8,000万円を計上している。また事業費の55%を国の社会資本整備総合交付金で充当する。完成予定は平成27年度末になるとの答弁でした。

10 款教育費では、高浜カリキュラム策定委員会委員謝礼と内容についての問いに、謝礼は愛知教育大学の土屋先生の指導を受けることによるものです。24年度の取り組みの中心は、各学校におけるカリキュラムの中の生活科と総合的な学習の2つの時間において、高浜市にかかわる内容を取り入れた授業の実践と検証を行いながら小・中学校が連携し、子供たちの学びの連続性について研究していくとの答弁でした。

こども・若者成長応援事業のドラマ制作費補助金は、去年は委託料であったが、24年度は補助金で計上されているが、その理由はどの問いと、その事業内容についてとの問いに、23年度受けた県の地域子育て創生事業が廃止されたため、他の補助金が活用できないかと調査した結果、文化芸術事業を行う団体に補助される、文化活動事業費補助金が活用できることになり、活用の

手続上、補助金ということになった。また今年度の内容としては、メインシーンであるコンサートの開催と撮影及び編集と夏から秋にかけて上映会を開催していくとの答弁でした。

次に、議案第26号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算では、一般会計からの繰入金が県下でも下のほうで、保険料がかなり高くなっていて、改善すべきと思うがとの問いに、また、国の負担金がかかなり減っているが国への働きかけはどのようになっているかとの問いに、一般会計では財政調整基金から5億8,000万円を繰り入れている状況の中で、さらに基金を取り崩し、保険税を引き下げるということは財政運営上大変厳しいことを御理解いただきたい。また国に対しては全国市長会より重要課題として提言しているとの答弁でした。

議案第27号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計予算では、質疑はありませんでした。

議案第28号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計予算では、歳出で、下水道事業費の一般管理費、維持管理費、下水道建設費がそれぞれ前年度比減額となっているが、その要因はどの問いに、一般管理費では人事交流による減額、維持管理費については委託料及び負担金が減額、下水道建設費については汚水施設総務事業の負担金の減額によるもので、矢作川・境川流域下水道の衣浦東部処理区建設費で汚泥炭化施設の建設が完了したのものによるものとの答弁でした。

議案第29号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算では、駐車場はイベントの場合足りているかとの問いに、一時的に集中する場合、不足することがあって他へ移動していただいたこともあったが、特に不便はないものと考えているとの答弁でした。

議案第30号 平成24年度高浜市介護保険特別会計予算では、徴収率が82%となっているが、これまでの実績と徴収率向上の取り組みについての問いに、平成22年度の徴収率は80%弱となっている。徴収対策としては、収納グループと介護保険グループの担当職員が年金支払い月の後半に集中的に回っている。介護保険だけでなく税も一緒に滞納される方が多い状況で、介護保険料を払う意識の欠如と言われる方が6割を占めている状況で、こういった方に理解をしていただけるよう説明していくことが徴収率を上げる上で重要なことと考えているとの答弁でした。

議案第31号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算では、平成24年度の保険料が前年度より、所得割が7.85%から8.55%、均等割額が4万1,844円から4万3,510円に上昇しているが、その理由と抑制に向けてどのような努力をされたのかとの問いに、一人当たりの医療費の増加により、前年度比13.55%、保険料で8万6,040円と見込まれていたが、保険料抑制のため剰余金34億円の活用と財政安定化基金を県と協議の上、約94億円投入し、5.86%の上昇を抑え、保険料では8万214円としているとの答弁でした。

議案第32号 平成24年度高浜市水道事業会計予算では、年間総給水量が500万 m^3 とあるが、平成23年度の有収率と24年度の有収率の見込みはどのようになっているのか、また重要給水施設の配管が4,536万円計上されているが、今年度の内容と今後についての問いに、年間総給水量に対する有収率は94%を見込んでいる。23年度は24年1月現在で95.42%となっている。また、重要

給水施設の耐震化について、今年度は20年度に実施した事業が翼小学校から北上して東部区画整理に行く手前まで済んでいる。24年度はその続きの吉浜配水場までを予定している。また、今後としては、高浜分院へ行くルートを考えているとの答弁でした。

以上が審査経過の一部ではありますが、概要報告といたします。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第30号、議案第31号及び議案第32号は、挙手多数により原案可決。

議案第27号、議案第29号は、挙手全員により原案可決。

以上が当委員会に付託されました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

〔予算特別委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 皆さん、改めましておはようございます。

日本共産党を代表して、議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

第一に保険料が基準月額4,400円から愛知県でトップクラスの5,260円に引き上げられたことです。

昨年の5月15日に広報たかはまに掲載されたアンケート結果では、現在の自分自身の介護保険料について聞いています。負担であるが支払うことは可能が67.8%で、負担が苦しくて支払うことが困難が11.1%です。

次に、今後の介護保険料について聞いていますが、施設や在宅の介護サービスが充実するなら高くなってもよい8.6%、施設や在宅の介護サービスは現状維持とし、保険料も現状維持がよい36.3%、施設や在宅の介護サービスは現状維持とし、保険料は少ないほうがよい14.0%です。

このアンケート結果から、市民の声は8割近くの方が負担に感じている、また、5割の方が現状維持または引き下げを求めていることがわかります。ほとんど介護保険を利用していない方々に対して周知をとという意見があります。当然です。しかし、今でも高いと感じている人に、仕方がないとあきらめさせるようなことがあってはなりません。正面から、市民の声を聞くことが大

事です。それを曲げて、介護保険料の基準月額が4,400円から5,260円に引き上げる提案がなされています。

第2は、支払準備基金の取り崩しが不十分であることです。

支払準備基金の取り崩し額も1,800万円、23年度末の保有見込みは8,914万円です。厚生労働省の第5期介護保険事業計画の策定に係る全国会議では、介護保険給付費準備基金の取り崩しについて次のように示しています。

介護保険制度においては、計画期間内に必要となる保険料を各計画期間における保険料を賄うことを原則としていることからすれば、介護給付の準備基金の剰余額は該当計画期間終了時、すなわち次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方であると考えている。積極的な取り崩しを検討していただきたい。なお、保険料収入が不足する場合は、財政安定化基金から貸し付け及び交付を活用することができることとなっているところであるとされています。本市も積極的に支払準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制に取り組む必要があります。

第3は多段階制の問題です。

提案されている保険料率で試算してみますと、年金収入140万円の方で第2段階の介護保険料の対収入比率は2.2%、収入金額1,000万円の方で1.1%と140万円の方の2分の1の負担になります。保険料の改定案では所得の高いほうが負担が軽くなる傾向です。被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定をお願いすると厚生労働省は言っています。多段階制で最高段階を引き上げると同時に市民税非課税の方の軽減をする必要があります。

第4は上乘せ、横出しサービスの問題です。

上乘せ、横出しサービスを行っている自治体は、全国で20年度の調査において13自治体と答弁がありました。全国で少数であることから一定の評価はします。しかし、その実態は介護保険に組み込まれていて、高い保険料の一つの要因となっています。上乘せ横出しサービスは一般会計で対応すべきです。

よって、本案に賛成できません。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成の立場から討論させていただきます。

介護保険料の改正に当たっては、介護サービスの必要量と人口の伸び等を見込み、特に介護状態のリスクが高くなる後期高齢化率の増加が見込まれる中、向こう3年間の介護給付費の伸びを

予測して介護保険料の改定基準が5,260円と推計されました。今回の推計は、介護保険料の所得段階区分において、第4期の9段階制から12段階制となり、本人の収入や世帯課税状況に応じた極めて細かな段階区分が設けられ、低所得者の方々への対応も考慮されています。支払準備基金の取り崩しについても、保険料の抑制に配慮しつつ1.6カ月分を保有し、介護保険財政の安定に配慮されるなど、今回の改定は介護保険制度の財源割合の構成上、苦渋の選択であったと推察されるところであります。

しかしながら、国民の4人に1人が高齢者という超高齢化社会を目前に控え、介護保険制度はますます厳しさを増しているのが実情であります。本市では、介護保険制度発足当初から在宅介護を重視し、国基準以上のサービス水準の確保に努められたところではありますが、要介護状態にならないための予防を含め、高齢者の生活を支えるには介護保険サービスだけでは十分ではありません。今後は高齢者の皆さんが住みなれた地域で、健康に生き生きと生活し続けられる、生涯現役のまちづくりを地域と連携し、本市が目指す生涯を通じた高浜版地域包括ケアシステムの構築実現に向け、支援センターの機能強化を図り、高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の基本理念でもある「みんなで作り、支える納得と安心」が推進されることを期待して賛成討論といたします。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表しまして予算関係議案のうち、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第30号、議案第31号、議案第32号の6議案について反対討論を行います。

議案第25号 高浜市一般会計予算についての討論に入ります。

本予算の背景は、世界経済が深刻な不況から脱し切れておらず、回復期にあると言われながら引き続き不透明という状況です。中でも日本では、政治を変えてほしいという願いで民主党に政権交代したにもかかわらず、3年目で3人目という野田総理は自民党以上に自民党的で、アメリカべったり、大企業の言うままです。野田内閣は社会保障・税の一体改革の名のもとに消費税を上げることに熱心で、社会保障が少しでも引き上げられると考えた国民も、今では民主党マニフェストの目玉だった八ッ場ダムの建設再開、愛知県の設楽ダムの予算は3倍に、原発事故の反省もなく、原発推進予算も計上など、無駄は継続したままに気がつき始めています。社会保障は切り捨てフルコースで年金も引き下げられ、国保も広域化、医療でも70歳から74歳の患者負担を2倍にするなど改悪の中身になっています。

国民総生産の55%を占める個人消費が上向かなければ、日本経済は冷え込んで、さらなる消費税増税は日本経済をどん底へ落とし、東日本大震災の被災地の復興にも逆行するような国の予算

編成がされようとしています。

それでは、高浜市平成24年度予算の討論に入ります。

本予算は総額133億700万円で、前年度比6,480万円の減となっています。歳入では76億4,732万3,000円で、前年度比6,723万円の増となっています。個人市民税は24億8,899万3,000円で、前年度比2億1,705万9,000円増となっており、法人市民税は4億4,231万6,000円で、前年度比2,969万6,000円増と若干、回復傾向にあります。大震災やタイの洪水の影響、エコカー減税など刺激策終了と急速に減速しているところで、厳しい財政運営が見込まれます。

本予算で評価できる取り組みとしては、東海地方にも大地震が予想される中で、同報防災無線が海岸部に25基設置されるほか、29人用の小規模特養施設が今年度建設される予定であること、災害時でも明るさを保つLED防犯灯設置が23年度に続き24年度も予算化されたこと、子宮頸がんワクチン等接種事業が引き続き予算化されたことなど評価できる施策もありますが、全体として評価できる事業は乏しいと言わなければなりません。

次に改善が求められる幾つかの取り組みを指摘します。

歳入で改善すべき施策としては、歳入不足を補う独自の財源確保であります。資本金10億円以上の大企業の法人市民税の制限税率を14.7%にする不均一超過課税を即時に実施することが求められます。個人市民税が20%減税が中止になって以後も法人市民税については20%減税が継続されている上に、野田内閣はさらに法人税を引き下げようとしており、不公平の拡大をストップさせる観点からも法人市民税の14.7%不均一超過課税を実施するよう求めます。

次に、市役所の窓口業務を初めとする、市役所と市民の接点の業務を高浜市総合サービス株式会社に業務請負をさせていますが、市の窓口業務は住民の戸籍などプライバシーにかかわる情報を扱う、極めて公共性の高い業務であること、さらにこうした業務を遂行するには市職員のサポートが前提の業務であることから、偽装請負と言わなければなりません。一刻も早く外部委託の中止を求めます。

第2款総務費では、リニア新幹線の補助金を今年度も計上されていますが、大型公共事業を進めることについて自治体も推進することになり、補助金は中止すべきです。

次に、借上住宅の入居率が40%ということで年額3,000万円余りを補てんしているとのことでありますが、まだ5年間契約期間も残っており、利用を勧める必要があります。厳しい入居条件や家賃等検討すべきです。

次に、3款民生費では、保育園運営事業で吉浜保育園や吉浜児童センターが民営化されます。これまで地元の八百屋さんと地産地消で実施してきたのが、間に事業者が入り、地元のものを使ってきたのが崩れてしまいます。また、3月は知多学園から吉浜保育園にならしの職員が数名入るとのことですが、子供たちは人という環境が変わることで落ちつかない日を過ごしており、公設から民営に変わることで質の低下が懸念されます。

さらに、中央保育園は送迎用駐車場がいまだに確保されておらず、送迎時に周辺住民に迷惑をかけ続けています。毎年父母を初め、周辺住民からも要望の強い駐車場設置に耳を傾けない態度は改めなければなりません。

また、さらなる子育て支援策として、給食費の無料化に向けて給食材料費の補助を求めるものであります。

次に、4款衛生費では、地域医療振興事業で刈谷豊田総合病院高浜分院への補助金として2億431万円を計上していますが、平成21年度から23年度までで16億1,585万1,000円という巨額の補助金を出しています。このような補助金を民間の医療法人に出すことに市民の理解が得られるかについては、大いに疑問と言わなければなりません。補助金の名目が地域医療振興になっていますが、高浜分院の利用は回復していないことも含め、このような補助金は見直しを含めて再検討を求めます。

10款教育費では、小・中学校の図書購入費が小学校5校で150万円、中学校2校で60万円となっていますが、余りにも少額ではないでしょうか。図書は児童・生徒一人一人の人間形成をつかさどる大切なもので、図書館に100%本が入っているからそれでよいというのではなく、本をたくさん読む環境を整備すべきです。

また、人事管理事業では7,275万8,000円計上されています。これは教育の中心軸を小中一貫教育を進めるためのもので、具体的にはアクションプラン50事業、平成24年、25年は14事業を行うために、教育センターの設置に伴い現職の教員を教育委員会に1名定数をふやすというものです。しかし、幼保小中一貫教育はまだ具体的は実施例も少なく、子供たちの教育に矛盾が広がっていると、子供たちを競争に駆り立て教育をゆがめる、地域づくりに重要な小学校の役割があること、行事の簡素化や深夜までの勉強合宿で競争教育がエスカレートしているなど、保護者、教員など学校関係者が心配している意見もあります。一貫教育ではなく、全国に広がる30人学級の実現こそ、重要で実現すべきです。

以上、一般会計予算への反対討論といたします。

次に、議案第26号 国民健康保険事業特別会計予算について。

現在、国民健康保険会計加入者の状況は、高齢者がふえ、さらに青年の非正規雇用者の加入などもふえています。そのため、国民健康保険は、事実上低所得で、ほかの医療保険に入れない人々の医療保険となっています。ところが、加入者の所得は年々低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がり、支払いが困難になり、以前から高くて払えないの声が出ています。国保加入者の中にも貧困と格差が拡大する社会の中、短期保険者証も659世帯発行されています。平成20年度に大幅な見直しで引き上げをしたことにより、多くの方の住民負担がふえ、将来の生活不安と生活困窮を訴える人がふえています。

高浜市では国民健康保険証を持っていない人が1世帯ありますし、全国では保険のない方も相

当数に上がると考えられ、実際67人の方が、わかっているだけですが保険証がなく、医者にもかかれず命を落としたとの報道もありました。

皆保険制度が雪崩を打って崩れてきています。資格証明書では受診抑制を招きますし、国民の命と健康を守る保険が国民を苦しめているのでは本末転倒ではありませんか。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。1984年までは、かかった医療費の45%が国庫負担でしたが、現在はかかった医療費の38.5%に引き下げられたことにあります。

さらに、市町村国保の事務負担金の国庫補助が廃止され、その結果、市町村国保の総収入に占める国庫負担の割合は現在では3%に減って、地方の国保の値上げを招いています。

国保の被保険者は、所得の少ない方が多く加入している保険で、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。国の責任を棚上げしたまま国保の財政危機を根本的に解決することは不可能です。ですから、国庫負担をふやすなどの手だてをとるよう国に強力に要請すべきです。同時に、本市独自の施策として、高浜市の繰入金は県下でもびりから1世帯当たり32番目、1人当たり33番目であるように、一般会計からの繰り入れを増額して国保加入者の命と健康を保障するよう求めます。

また、国保に対する視点では、当局は相互扶助の見解に立っていますが、同法は、第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとうたっており、国保の社会保障としての位置づけは明瞭であり、認識を改めるべきです。

第28号 高浜市公共下水道事業特別会計予算について討論します。

本予算は、公衆衛生の向上、川や海の水質保全、さらに地域の環境改善などを目的に、全体の計画区域面積890haに対して、平成23年度は16.5haで、下水整備率は47.9%となる予定です。平成24年度は11.2ha、49.2%の区域の汚水管の整備をする予定ということです。

しかしながら、全体の公共下水道整備に今後30年近くを要することや、10年たっても接続ができずにいる家庭があるなど問題が残っており、低所得者に助成策をとる必要があります。

市の借金が、公共下水だけでも最大80億円を越す額に膨れ上がり、市財政の硬直化を招く問題を抱えることから、公共下水一辺倒の事業内容には賛成できません。とりわけ、地震災害時の復旧に要する対応や水の環境浄化への即応性、経費の軽減などで優位な合併浄化槽への選択と普及を図るなど事業見直しを求めます。

第30号 高浜市介護保険特別会計予算について。

県内で一番高い保険料ということで有名になった高浜市ですが、介護保険は社会全体で支え合う制度として運営されています。施設面では、特別養護老人ホーム入居が果たせず、本年2月現在、134人の方が自宅などで待機し家族介護を余儀なくされる状況があります。保険というのな

らば、特別養護老人ホームなど、必要なときに保険のサービスが提供されるというのが本来の保険制度ではないのでしょうか。

施設については、平成24年度に29人用の小規模の特養施設を建てるとのことですが、1年は待たなければなりません。

また、第5期の介護保険ということで見直しがありましたが、引き続き西三河一高い介護保険料となっていますが、所得に応じた介護保険料にするように厚労省から通知が来ているとのことです。知立市のように1,000万円以上まで最高水準を持っていく、本人市民税非課税を軽減するなど、まだ方法があったと考えます。

さらに、高い保険料などによる料金納付滞納では、平成23年度では269人、金額にして625万9,766円になっています。今日、高齢者を取り巻く環境は、年金、医療、社会保障のあらゆる分野で受益者負担などの名のもとで、重い負担を余儀なくされています。したがって、本予算で改善すべきは、基準額以下の方たち、本人が市民税非課税の保険料を軽減させて負担を減らし、最高段階を引き上げる必要があると考えます。また、市独自の横出し、上乘せサービスを福祉施策で事業化することを求めます。

また、障害者控除についても全員分申請書を発行すべきであることを申し添えておきます。

第31号 高浜市後期高齢者医療特別会計予算について。

この制度の問題点は、75歳という、年齢を重ねただけで健保や国保から強制的に脱会させられ、本制度に加入させられることで、その上に負担増と給付減を強いるという点にあります。今日、高齢者を中心に、年寄り早く死ねということか、うば捨て制度かと大きく批判の声が上がっています。

民主党は、野党の時代には、日本共産党とともに後期高齢者医療制度を廃止すると言って参議院では法律まで通したのに、与党になった途端に先送りし、保険料は国庫負担をして引き上げをしないといていたのに、保険料は、愛知県で言えば、4月から5.9%、4,439円の引き上げが決まっています。

一刻も早く後期高齢者医療制度は廃止し、もとに戻して、財源など問題点を国民の合意で改善し、高齢者の窓口負担は無料にして高齢者の老後を安定、安心したものにすべきです。

第32号 高浜市水道事業会計予算について。

本予算は、年間総給水量予算を490万 m^3 、予算で10億2,161万3,000円で、前年度比約5%減などを見込んだ内容となっています。

愛知県内の水需要が減っている中、県は徳山ダムから水を愛知県に引くための導水路工事を総事業費890億円かけて進めようとしております。また、2020年度完成を目指して、設楽ダム建設工事も進めようとしていますが、きっぱり中止するよう愛知県に要請すべきです。このような大きな開発型の工事に過大な設備投資をすることは、県水道料金値上げにつながるものが懸念さ

れます。

また、徳山ダムや設楽ダムなど、森林や里山を大規模に水没させながら環境問題を言うのは矛盾しています。当市にとっては、県水から100%受水をしていることから、本水道会計に与える影響が大きいため、県に対して、責任受水制の見直しや、過大かつ無駄なダム建設計画中止などを要請すべきです。

以上で問題点と改善、提言を述べて討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第1号から議案第16号までの16議案及び議案第25号から議案第32号までの8議案について、すべて賛成ですが、特に議案第32号 平成24年度高浜市水道事業会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

水道は、私たちの生活や社会活動に必要不可欠なものであります。昨年の東日本大震災のマスコミの報道などを見ていると、被災された方々に何が困ったかという問いに対して、水道が断水して使えなかったことと多くの方が答えてみえました。

平成24年度予算では、3条予算の支出と4条予算の支出を合わせた額、総予算額は平成23年度予算と比べ、4.6%、5,323万9,000円減の10億9,349万2,000円となっておりますが、4条予算の水道施設近代化の工事請負費は、前年度と比較して5.6%、1,304万1,000円の増加となっております。その内容を見ますと、重要給水施設配水管布設工事を初め、下水道工事等関連する布設替工事では、水道管を耐震管への管種替工事を行う等ライフラインの耐震化にも取り込まれる予算になっています。また、高浜配水場の無停電電源装置等の改修工事も予定されており、災害時の停電時においても安定給水の確保に努められています。

市民生活や社会活動を継続していくためには、安全に安心して水道施設が使用できるよう、施設の更新や耐震化を進めていくことが大変重要であります。

平成24年度予算に盛り込まれています事業を少しでも早く進めていただいて、老朽施設の更新及び水道管の耐震化を進めていただくことをお願いして賛成討論とさせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） それでは、議長のお許しをいただきましたので平成24年度予算案につきまして、特に議案第25号、第26号、第28号、第30号、第31号及び第32号につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場から討論させていただきます。

内閣府の平成24年3月21日付の月例経済報告によりますと、その中でも総論では、景気は東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直している。また、先行きについては、各種の政策効果などを背景に景気の持ち直し傾向が確かなものとなることが期待される。ただし、欧州政府債務危機の影響や原油価格の上昇、これらを背景とした海外景気の下振れ等によって、我が国の景気が下押しされるリスクが存在する。また、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であるとの判断がされている日本国の状況であります。

このような厳しい経済状況のため、高浜市の平成24年度の一般会計の予算は、歳入歳出ともに、総額133億700万円であり、前年の予算額と比べると6,480万円減となっております。このような限りある財政の中で、本市のまちづくり設計図である第6次高浜市総合計画を着実に実行し、中期財政計画及びアクションプランに基づいて、限られた財源の中で施策事業の実施に当たり、緊急度や必要性などをもとに、事業の優先順位をつけるなどにより、メリ張りのある予算編成に取り組んでいることが予算案より伺えて評価できると思います。

特に、公共施設のあり方検討事業が継続されて、公共施設の今後のあり方を示す計画を作成するとのこと。これにより、公共施設のあり方がよりはっきりしてくるかと思います。

また、昨年の3月11日の東日本大震災により、防災、減災に対する市民の意識の変化により、地震などの災害時、または災害が予想されるときは、地域住民の不安を最小限にするため、市民の皆様には正確な情報を伝達するとともに、迅速な情報の収集を行い、市民の安全、安心を確保するため、同報無線を設置するとのことであり、非常にタイムリーでよいことと思われま。

また、教育基本構想を実現するために、教育センターグループを設置し、幼保小中一貫教育がよりしっかり行われることが期待されます。先ほど、競争を進めていくという競争が激しくなるというような御意見もございましたが、幼保小中一貫教育をしっかりとすることによって、そのような不安は払拭されるものと期待されます。高浜市の将来を担う若い人材の育成にも役立つことと思います。

また、教育基本構想との連携が必要であると思われる第2次高浜市生涯学習基本構想も発表され、それに基づいて、生涯現役のまちづくり創出事業も引き続き行われるとのこと。また、こども発達センターをより充実させるため、発達相談員を配置されるとのことであり、よりきめの細かい、子供さんへの支援がされることが考えられます。

特別会計におきましては、自主財源と法定の依存財源の範囲内にて、うまく予算編成されているかと思います。できるだけ、一般会計に依存しないという姿勢が見られます。この点が重要ではないかと思われま。

また、介護保険特別会計では、市では国基準以上のサービス水準に努めており、第5期介護保険制度のスタートにより、高齢者のニーズをしっかりと受けとめて、24時間途切れないサービス

提供が図られることに力点が置かれていて、この点でも評価できることと思います。

最後に、選択と集中により今年度の予算は決まりましたが、今回先送りしました事案などの予算もあるかと思えます。その先送りした事案の必要性や緊急性をしっかりと考えて、次年度への予算に組み入れてほしいと思えます。限られた財源だからこそ、中長期のビジョンによることが大切であると思えます。場合によっては補正等が必要になるかもしれませんが、そこは柔軟に、しかし、しっかりと考えて対応させていただきたいと思えます。

私たち議員も、これまで以上に、税収等の伸びが期待できないという財政状況の中で、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ大家族たかはま」の実現に向けて、すべての予算案について賛成の立場から討論をさせていただきました。

議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は、11時25分です。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第1号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例及び高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第5号 高浜市暴力団排除条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第6号 新たに土地が生じたことの確認について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第10号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第12号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求

めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 高浜市職員定数条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成24年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について、予算特別委員長

の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成24年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成24年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 議案第33号 高浜市議会会議規則の全部改正についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

13番、磯貝正隆議員。

[13番 磯貝正隆 登壇]

○13番（磯貝正隆） 御指名をいただきましたので、議案第33号 高浜市議会会議規則の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、私、磯貝正隆、賛成者は議案書のとおりであります。

会議規則につきましては、地方自治法第120条により、議会がその議決によって会議の運営に関する一般的な手続及び内部規律等を定めた規則であります。

本市における会議規則は、市制施行に伴い、町議会会議規則から市議会会議規則として制定され、昭和46年4月1日から施行されました。その後は、地方自治法の改正などに伴い、一部改正はありましたが、制定時の規則をもとにした現行の会議規則となっているところであります。

そこで、このたびの改正案は、議会運営に係る改革の一環として、反問権の付与、一般質問における質問方式の選択制及び委員会における自由討議の実施規定を加えるとともに、これらに合わせて、会議規則の規定の体系化及び充実化を図るため、条文等が大幅に追加される改正となることから、一部改正としてではなく、全部改正とするものであります。

それでは、改正内容の概要を申し上げます。

まず、試行実施してまいりました反問権の付与、一般質問における一問一答方式の導入、委員会における自由討議の実施につきましては、議会改革特別委員会において、正式導入が決定をされました。

これを受けまして、反問権の付与については、第54条で、市長等の反問として、議員の質問及び質疑の内容を確認する場合に限り、議長または委員長の許可を得て、議員に対して反問することができると規定しております。

一般質問における一問一答方式の導入については、第61条第3項で、質問方式は一括質問一括答弁方式または一問一答方式の選択制とすると規定しております。

委員会における自由討議の実施については、第109条で、自由討議による合意形成として、委員会において付託された案件の審査に当たり、結論を出す場合、合意形成に向けた自由討議を通じて、委員相互間の議論を尽くすよう努めると規定しております。

次に、会議規則の規定の体系化及び充実化を図ることにつきましては、現行規則では、章立てとなっておりますが、改正案では、目次にありますように、章、節立てとし、条数は現行の130条から改正案では159条で構成されております。

また、各条文規定は、現行の条文規定を引用するとともに、標準市議会会議規則を準用し、条文の加除及び字句の整理を行い、必要な規定の整備を行っております。

なお、附則で、この規則は、平成24年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

〔13番 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第33号 高浜市議会会議規則の全部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 議案第34号 高浜市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

13番、磯貝正隆議員。

[13番 磯貝正隆 登壇]

○13番（磯貝正隆） それでは、御指名をいただきましたので、議案第34号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

提出者は、私、磯貝正隆、賛成者は議案書のとおりであります。

本案は、行政組織の改革に伴い、各常任委員会の所管について、所要の規定の整備を行う等のためであります。

改正内容は、第2条第1号に規定される総務建設委員会の所管から、経営戦略グループの所管に属することを削除するとともに、行政管理部を総務部に改め、同条第2号に規定される福祉文教委員会の所管から、危機管理グループの所管に属することを削除するとともに、地域協働部を企画部に改めるものであります。

また、第7条として、標準市議会委員会条例を準用し、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会を事犯が生じた場合に自動設置できることを追加規定しております。

また、委員会条例を一部準用している高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正は、委員会条例の一部改正により、第7条が追加規定されたことに伴って、条が繰り下がったことにより、委員会条例の一部改正の附則にて一部改正をし、条文整備を行うこととしております。

なお、高浜市議会委員会条例及び高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正は、ともに平成24年4月1日から施行することといたしております。

以上であります。

[13番 磯貝正隆 降壇]

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第34号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 外郭団体等特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

外郭団体等特別委員会にて調査、検討されております高浜市総合サービス株式会社の事業につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

外郭団体等特別委員長、磯貝正隆議員。

13番、磯貝正隆議員。

〔外郭団体等特別委員長 磯貝正隆 登壇〕

○13番（磯貝正隆） それでは、御指名をいただきましたので、外郭団体等特別委員会の報告を申し上げます。

去る2月14日午前10時から、委員全員出席のもと、特別委員会を開催し、高浜市総合サービス株式会社の総務課長と主査より平成23年度事業概要について説明を受けました。その後、質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

役員に対する報酬はないとの報告であったが、そのほか、費用弁償等、役員に対する支払いがあるかとの問いに、費用弁償等、支払いは発生していないとの答弁。

社員の採用方法はどの問いに、社員については、臨時社員と正規社員があるが、総合サービスで働きたいと希望される方については、まず、社員登録カードに登録をしていただき、御希望の条件等を記入していただく形をとっている。業種の中であきが出た場合、条件の合う方をそのカードの中から探し出し、電話を差し上げ、面接をし、契約をするという形になっている。正規社員については、臨時社員の中から希望を募って登用をしているとの答弁。

また、社員登録をしたけれども、1カ月たっても2カ月たっても音さたがない、ある人は1年たった後に返事があったとのこと。登録された方にとってなしのつぶてでは寂しい、何か対応はどの問いに、そのような御意見も会社の窓口には届いているが、今働いている臨時社員の雇用を第一に考えており、事業が減った場合、社員の中での人事異動を行うことで雇用の確保をしている。また、新しい業務の展開、退職ということでの新規補充ということがなかなか進まないとい

うことがある。昨年の2月から臨時社員の70歳定年制を導入しており、多くの市民の方に市役所の業務にかかわっていただく機会が今後あるのではと考えている。御希望の業種も多岐にわたり、時間帯も細かく希望されている中で、今、何人待ちですよというような御案内は難しいけれども、登録をしていただいた時点で、現在の状況をお伝えするという形で対応するとの答弁でした。

政府の社会保障と税の一体改革の素案に係るパート従業員の適用拡大についての対応はどの問いに、決定事項になればそのように対応していくという答弁でありました。

物販に関する費用はどの問いに、平成22年度で見れば、売り上げから仕入れを引いた額は2,000万円ほど、病院の売店等における諸経費、一般管理費も計上すると大体利益は515万円ほどが見込まれるとの答弁。

臨時職員の時間単価はどの問いに、清掃等の業務については、ハローワークで示されている最低賃金に近い設定をしている。そのほか、市役所の窓口業務等については、市の臨時職員の賃金等を参考に設定をしているとの答弁。

また、代表取締役、取締役に民間の社長等が入っておられるが、その決定はどういった形かとの問いに、任期切れの場合は留任の打診をして再度選任をお願いしている。辞職等により役員のあきができた場合については、市長の推薦をもとに選任をお願いしているとの答弁。

また、酒類販売事業の資格を平成9年に取得しているが、その経緯と現状はどの問いに、多種多様な経営をしていくという趣旨で酒類の販売資格を取得したが、今まで販売の実績はないとの答弁でありました。

以上が外郭団体等特別委員会の報告であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御参照をいただきたいと思っております。

〔外郭団体等特別委員長 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの外郭団体等特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会会議規則第129条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長、あいさつ。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成24年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月1日から本日26日までの26日間にわたりまして提案をさせていただきました同意1件、議案32件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御同意あるいは御可決を賜り、まことにありがとうございました。

報告2件につきましても、お聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願いを申し上げまして閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって、平成24年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る3月1日開会以来、本日までの26日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては、終始御熱心に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

会期中における議員各位の格別なる御協力に対し、深く感謝申し上げます。

今後とも、市民生活の安定と福祉に、さらに市政伸展のために、一層の御尽力をくださるようお願い申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

午前11時53分閉会
